

# 測定・分析のデジタル化に関する技術の募集要領

2024年（令和6年）1月26日

デジタル庁

## 1. 募集の目的

デジタル分野の規制改革・行政改革を含むデジタル改革を実行し、国・地方の制度やシステムの構造変革を早急に進め、新たな付加価値を生み出しやすい社会を創るため、内閣総理大臣を会長とするデジタル臨時行政調査会を開催し、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進しています。

デジタル庁では「既存の制度にどのようなテクノロジーを導入することができるか」という考えから規制の見直しを検討する「テクノロジーベースの改革」を志向していますが、デジタル技術を活用した規制の見直しを進める上では、

- ・規制所管省庁等については、規制の見直しを検討するに当たり、どのような企業がどのような技術を保有しているかわからない
- ・技術保有機関等については、規制の見直しに用いることができるような技術を保有していても、それをアピールする場がない

といった課題が明らかとなっています。

そのため、デジタル庁では、規制所管省庁等が規制の見直しの際に必要な技術の選定や選択を円滑に行うことができるようにするため、規制の見直しに活用できる個別技術の内容や、どの企業等が当該技術を保有しているかを整理した「技術カタログ」の整備を進めることとしています。

今般、測定・分析のデジタル化に関する技術について募集を行い、取りまとめることとします。

ついては、測定・分析のデジタル化に関する技術について、以下のとおり募集を行います。

## 2. 募集する技術

### (1) 募集する技術

「液体・気体に含まれる化学物質等を自動で測定し、基準値との比較分析や判断を可能とする、測定・分析のデジタル化<sup>\*</sup>を実現する製品・サービス」を応募の対象とします。

※ 測定・分析のデジタル化とは具体的に以下のような事象を指します。

- ・現場に設置された機器により測定・分析（化学物質等の成分特定・含有量の数値

化)を行い、その結果を外部のストレージ等へ伝送・保存する一連の工程が遠隔化および自動化されることで、人が現地に赴くことなく測定・分析結果を取得することができる

- ・センサー等を搭載した機器により自動で測定・分析（化学物質等の成分特定・含有量の数値化）を行うことができるが、試料の採取や測定・分析結果の保存等のため人が現地に赴く必要がある

なお、本業務において使用する機器やシステムは、「測定・分析」、「判断」の一連のプロセスの全てを1つの製品・サービスがカバーする場合、及び前述のプロセスの一部を1つの製品・サービスがカバーする場合を想定しています。それぞれで本業務のデジタル化を実現する方法が異なる場合がありますので、御留意ください。

## （2）デジタル化後の業務と求められる機能

測定・分析のデジタル化後の業務は「現場での準備」、「測定・分析」、「判断」の3つのプロセスに分けられます。各プロセスにおける業務と求められる機能は、「（参考資料）測定・分析のデジタル化後の業務と求められる機能」を御参照ください。規制所管省庁等（現場）の課題認識とその解決に必要な要件のイメージも記載していますので、併せて御参照ください。

## （3）必須機能

今回募集する技術については、「測定・分析」のプロセスにおいて必要となる以下の機能を必須とします。

- ・ 測定・分析機能
  - 測定・分析機能
    - ◇ 測定対象のサンプルを採取し、当該サンプルに含まれる化学物質等の成分を特定して、その含有量を数値で表す機能
  - データ保存機能
    - ◇ 数値で表したデータを電磁的な記録に保存する機能

## （4）その他の対象とする募集機能

「判断」プロセスでは、測定・分析結果について基準値や過去情報等との比較から異常又はその予兆の有無の判断が必要な場合があります。これらは応募に当たっての必須機能とはしないものの、以下の機能に関する質問項目を設けます。

- ・ 判断機能
  - 判断機能
    - ◇ AI等により取得したデータを処理・解析することで、異常又はその予兆の有無等を判断する機能

- 通知機能
  - ◇ 判断の結果を通知する機能

### 3. 応募方法

---

**応募方法** 以下のリンク先のフォームにて回答

<https://forms.office.com/e/rT5vCaaAtq>

**応募期間** 2024年1月26日（金）～2月26日（月）

**公表方法** 応募期間終了から1ヶ月程度を目処に、準備が整い次第、デジタル庁ホームページで公表予定

#### 留意事項

- 回答は日本語で作成してください。
- **回答いただいた内容は、原則としてそのまま技術カタログの内容として公表します。公表を前提に回答を作成いただくようお願いします。**
- 回答いただいた内容について事務局等から問合せを行ったり、事務局等から追加の情報提供をお願いしたりする可能性があります（なお、これらの問合せに御対応いただけない場合は、技術カタログへの掲載を見送ることがあります。）。
- **複数の製品・サービスの申請を行う場合には、応募する製品・サービスごとに申請ください。**

### 4. 応募条件

---

応募に当たっての条件は以下のとおりです。

#### （1）応募内容に関する条件

- 1) 応募方法、回答内容に不備がないこと
- 2) 回答内容に、虚偽、誇大表示、第三者への中傷など不適切な内容が含まれていないこと
- 3) 応募内容について、ホームページ等により実態等を確認できること
- 4) 応募内容について、事務局等からの問合せや情報提供依頼に御対応いただけること
- 5) 応募内容を公表することについて問題がないこと

#### （2）応募者に関する条件

- 1) 応募する製品・サービスを提供することについて正当な権限を有する者であること
- 2) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること

3) 暴力団排除に関する欠格事由に該当しないこと

### (3) 応募する技術に関する条件

- 1) 「2. 募集する技術」に適合するものであること
- 2) 問合せ等を含めた全ての機能について日本語に対応していること
- 3) 法令若しくは公序良俗に違反するものでないこと
- 4) 他の技術に関する知的財産権等の権利について問題が生じないこと
- 5) 安全性等に問題がない技術であること

### (4) その他

応募条件は、今後見直す可能性があります。

## 5. 留意事項

### (1) 技術カタログに掲載する情報について

提供いただいた技術情報については、すでに企業等によって製品・サービスとして販売・提供されている技術を中心に技術カタログに掲載させていただくことを想定しています。

また、**掲載にあたっては、原則として提供いただいた情報をそのまま技術カタログに掲載します。**

なお、以下のような事情が認められる場合には、すでに企業等によって製品・サービスとして販売・提供されている技術であっても、技術カタログへの掲載を行わないことがあります（技術カタログ掲載後に以下のような事実が判明した場合には、掲載を取りやめることがあります。）。

- 1) 本募集要領に違反する場合
- 2) 「4. 応募条件」を満たさない場合
- 3) 当該製品・サービスに係る係争が生じた場合
- 4) その他、「技術カタログ運用タスクフォース」（※）又は事務局等が必要と認める場合

（※）デジタル関係制度改革検討会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会 技術カタログ運用タスクフォースは、有識者により構成され、提供いただいた技術情報の技術カタログへの掲載について、事前の確認を行います。

### (2) 技術カタログに掲載する情報の位置づけ

技術カタログに掲載する情報は、当該技術に関する証明、認証及びその適法性その他何ら技術上又は法律上の裏付けを行うものではなく、規制の見直しの際に必要な技術の選定や選択を検討する者等による技術利用に当たっての参考情報を取りまとめるものです。

そのため、技術カタログ掲載技術について、国（デジタル庁）による技術の裏付けが行われたかのような表示、宣伝等を行うことは禁止します。

### (3) 情報掲載者の責任

技術カタログに技術情報が掲載された者（以下「情報掲載者」という。）は、掲載情報の正確性、最新性及び完全性（以下「掲載情報の正確性等」という。）並びに掲載技術の安全性、有効性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ及び権利侵害等（以下「掲載技術の安全性等」という。）について、法令上の責任を負う場合があります。情報掲載者は、掲載情報の正確性等及び掲載技術の安全性等に疑義が生じる事象が発生した場合には、事務局等に対して速やかに当該事象を報告してください。

掲載情報の内容に変更があった場合には速やかに事務局等に内容変更の連絡を行い、掲載情報の内容が常に正確、最新かつ完全のものとなるように努めてください。

なお、今後、事務局等から一定期間ごとに更新の有無を確認させていただく可能性があります。掲載内容について、掲載情報の正確性等や掲載技術の安全性等に疑義が生じた場合、適切に更新が行われていないと認められる場合等には、技術カタログの掲載を一時停止又は削除する可能性もあります。

#### (4) その他

本募集要領は、事前の予告なく必要に応じ変更する場合があります。

## 6. 本件連絡先

株式会社三菱総合研究所（再委託先：KPMGコンサルティング株式会社）

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

デジタル庁技術カタログ公募担当

E-mail：catalog-inquiry\_atmark\_ml.mri.co.jp

迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を「@」（半角）に直してください。

E-mailでのお問合せをお願いいたします。

お電話・御来訪等でのお問合せは受け付けておりませんので御了承ください。

## 7. 応募に当たっての参考資料

---

### 【アナログ規制見直しの取組全般に関する参考資料】

- ・「テクノロジーベースの規制改革」（テクノロジーマップ・技術カタログ整備）の検討経緯（2023年8月現在デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/176e6731/20230821\\_policies\\_digital-extraordinary-administrative-research-committee\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/176e6731/20230821_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_01.pdf)

### 【技術カタログ等に関する参考資料】

- ・テクノロジーマップ・技術カタログに関する取組（デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/regtechmap>

- ・「テクノロジーベースの規制改革」の進捗及び当面の進め方（2023年12月7日第1回テクノロジーベースの規制改革推進委員会）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/b576f09c-9b8e-4e55-8711-0c86c174bbd0/8a4fd56c/20231207\\_meeting\\_technology-based-regulatory-reform\\_outline\\_04.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b576f09c-9b8e-4e55-8711-0c86c174bbd0/8a4fd56c/20231207_meeting_technology-based-regulatory-reform_outline_04.pdf)

### 【測定・分析に関する参考資料】

- ・資料5-1,2 厚生労働省 医薬・生活衛生局からの提出資料（2022年3月18日第6回 デジタル臨時行政調査会作業部会）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/9827593b-9705-4b35-8549-fae2933efef7/20220318\\_meeting\\_administrative\\_research\\_working\\_group\\_outline\\_04.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9827593b-9705-4b35-8549-fae2933efef7/20220318_meeting_administrative_research_working_group_outline_04.pdf)

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/9827593b-9705-4b35-8549-fae2933efef7/20220318\\_meeting\\_administrative\\_research\\_working\\_group\\_outline\\_05.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9827593b-9705-4b35-8549-fae2933efef7/20220318_meeting_administrative_research_working_group_outline_05.pdf)

- ・資料6 厚生労働省 労働基準局からの提出資料（2022年3月18日第6回 デジタル臨時行政調査会作業部会）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/9827593b-9705-4b35-8549-fae2933efef7/20220318\\_meeting\\_administrative\\_research\\_working\\_group\\_outline\\_06.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9827593b-9705-4b35-8549-fae2933efef7/20220318_meeting_administrative_research_working_group_outline_06.pdf)

- ・資料1 環境省 水・大気環境局からの提出資料（2022年5月18日第10回 デジタル臨時行政調査会作業部会）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/9ed622da-02ca-466b-a79c-97169b556519/a8557648/20220518\\_meeting\\_administrative\\_research\\_working\\_group\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ed622da-02ca-466b-a79c-97169b556519/a8557648/20220518_meeting_administrative_research_working_group_outline_01.pdf)

- ・資料6 厚生労働省 医薬・生活衛生局からの提出資料（2022年8月9日第12回 デジタル臨時行政調査会作業部会）

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/c31fff19-1977-4dc2-9824-92e40bd81e06/02aef415/20220809\\_meeting\\_administrative\\_research\\_working\\_group\\_outline\\_06.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c31fff19-1977-4dc2-9824-92e40bd81e06/02aef415/20220809_meeting_administrative_research_working_group_outline_06.pdf)